

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校財務課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店・千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	就学事務における自治体情報システム標準化・共通化に係る移行業務委託
工事等の場所	松戸市指定場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	111,512,500円
工事等の概要	令和3年7月に国が策定した自治体DX推進手順書に沿って実施する業務であり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年9月施行)により、現在利用している就学事務システムを国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行するものである。

随意契約の理由	本事業を含む標準化対象業務の各委託契約の業者選定にあたっては、情報システム標準化・共通化作業部会において「標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行を実現するためには、現行事業者に決定することが妥当」という方針が示された。 株式会社大崎コンピュータエンジニアリングは、従来の就学事務システムの構築、導入、保守事業者であり、標準準拠システムへの移行業務を行う上で最も適切な事業者であるといえる。 また、令和８年度においては、令和７年度に実施した基本設計等の作業を踏まえ標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行業務を実施する必要がある。本業務の遂行にあたっては、令和７年度の実施内容、作業過程、検討経緯等を十分に把握していることが不可欠であり、業務の継続性及び整合性の確保が強く求められる。 したがって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し、株式会社大崎コンピュータエンジニアリングを契約の相手方とする。
----------------	---